

## 長門市建設工事等における積算内容確認の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償業務（以下「工事等」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計図書の内容の積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。  
(積算疑義申立ての対象)

第2条 積算内容の疑義申立ては、工事等に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）のうち、設計金額が200万円を超える建設工事又は設計金額が100万円を超える測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償業務に係る入札を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り積算内訳書（金額及び数量が記載された積算内訳書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）とする。

(入札参加者への周知)

第3条 前条の規定による入札（以下「対象入札」という。）について、市は、入札公告又は入札通知に記載することにより、積算疑義申立ての対象であること、及び落札候補者が必ずしも落札者とはならず、落札決定を保留し、積算疑義確認の後に落札者を決定する旨を当該入札に参加することができる者に周知するものとする。

(入札の執行)

第4条 対象入札について、入札執行者は、「積算疑義申立ての対象であるため、落札決定を保留する」旨を入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）に伝え、入札を終了するものとする。

(落札候補者の決定)

第5条 対象入札について、入札執行者は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札候補者とする。

2 長門市低入札価格調査制度実施要領（平成17年長門市要領第33号）に規定する低入札価格調査制度対象の工事（以下「低入札価格調査制度対象工事」という。）の場合は、同要領第2項に定める調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札候

補者とする。ただし、調査基準を下回る入札が行われた場合は落札候補者の決定は行わないものとする。

- 3 長門市最低制限価格制度実施要領（平成 23 年長門市要領第 4 号）第 3 条及び長門市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領（令和 5 年 3 月 8 日要領第 3 号）第 3 条に定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札候補者とする。

（積算内容の公表）

第 6 条 監理管財課長は、前条の落札決定の保留宣言後速やかに、入札結果（別記様式第 1 号）及び金額が記載された積算内訳書を市入札情報公開システムにおいて公表する。

- 2 積算内訳書には、土木系工事では積算体系上の「種別（レベル 3）」、営繕系工事では「科目及び中科目」の数量、金額等を明示する。

（積算疑義申立て）

第 7 条 入札参加者は、積算疑義があるときは、入札日（開札日）を起算日として 3 日目（閉庁日を除く。）の午前 12 時まで（以下「積算疑義申立期間」という。）に積算疑義申立て書（別記様式第 2 号）を監理管財課へ持参して提出することにより積算疑義を申し立てることができる。申請者は、具体的な確認事項を明示し、必要に応じて根拠資料を添付するものとする。

（積算疑義の申立てを行うことができる者）

第 8 条 当該対象入札の入札参加者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、積算疑義の申立てを行うことはできない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 無効な入札をした者
- (3) 失格となった者

ただし、最低制限価格を下回る入札の場合は除く。

（積算内容の確認）

第 9 条 監理管財課長は、第 7 条の申立書の提出があったときは、工事等担当課長へ積算内容の確認を依頼しなければならない。

- 2 工事等担当課長は、監理管財課長から積算内容の確認を依頼されたときは、速やかに積算内容を確認しなければならない。

(積算疑義の申立てとして取り扱わないもの)

第10条 前条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事等が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 積算疑義申立期間終了後に提出されたもの
- (6) 入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) 単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの
- (8) 積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの
- (9) その他当該入札に関係のないもの

(確認結果等の報告)

第11条 工事等担当課長は、積算疑義の申立てがあったときは、積算疑義申立期間の末日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に積算疑義申立回答書(別記様式第3号)を作成し、監理管財課長へ提出しなければならない。

2 工事等担当課長は、前項の報告に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 積算内容に誤りがなかったときは、積算疑義申立回答書
- (2) 積算内容に誤りがあったときは、前号に規定する書類及び正しい積算をした場合の設計書

(確認結果の回答)

第12条 市長は、積算疑義の申立てを行った者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内(閉庁日を除く。)に積算疑義申立回答書(別記様式第3号)により回答するものとする。

2 積算疑義申立回答書に対する質疑は、受け付けないものとする。

(積算疑義申立てへの対応)

第13条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条により回答した確認結果に基づき次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがなかった場合 入札の継続
- (2) 積算内容に誤りがあった場合  
ア 落札候補者に変更が生じる場合 入札の中止

イ 落札候補者に変更が生じない場合において、当初の設計金額と修正後の設計金額との差額が僅かであり、かつ、落札候補者が契約の締結を希望するとき 入札の継続

ウ 落札候補者に変更が生じない場合において、当初の設計金額と修正後の設計金額との差額が僅かであり、かつ、落札候補者が契約の締結を希望しないとき 入札の中止

エ 落札候補者に変更が生じない場合において、当初の設計金額と修正後の設計金額との差額が僅かでないとき 入札の中止

2 前項第2号イに掲げる場合においては、落札金額により契約を締結し、速やかに設計金額を訂正した金額に請負比率を乗じた金額で変更契約を締結しなければならない。ただし、相手方との書面での協議により、工事完了までに変更契約を行うことが認められる場合はこの限りでない。

3 入札を中止した場合、市長は工事等担当課長及び全ての入札参加者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に入札の中止（別記様式第4号）を通知するとともに、確認結果を市入札情報公開システムに掲載するものとする。

（積算疑義申立てがなかった場合の手続き）

第14条 積算疑義申立期間中、積算疑義の申立てがなかった場合は、入札執行者は落札者を決定するとともに、当該入札事務を継続するものとする。

（落札者への通知）

第15条 市長は、落札者に当該工事に係る契約予定工事通知書を送付し、落札者が決定したことを通知するものとする。

（緊急を要する建設工事等の特例）

第16条 監理管財課長は、工期、工事の内容（災害復旧における応急工事）等特別な理由があるときは、事前に長門市建設工事指名審査会に諮り、積算疑義申立期間を短縮することができる。この場合において、監理管財課長は、積算疑義申立期間を短縮する旨を入札公告又は入札通知に明示するものとする。

（低入札価格調査における工事費内訳書提出の特例）

第17条 低入札価格調査制度対象工事において、再度入札の結果、低入札価格調査基準を下回る入札（失格基準を設定している場合は、当該基準を下回るもの

を除く。)をした者(以下「調査対象者」という。)がある場合における積算内容確認の手続きは次のとおりとする。

- (1) 監理管財課長は、積算内容確認の実施前に、調査対象者から工事費内訳書、又は入札価格の内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 調査対象者は、内訳書の提出を求められた日の翌日から起算して2日(閉庁日を除く。)以内に内訳書を提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に内訳書の提出がない場合は、当該調査対象者の入札は無効とする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。